

浜松市長・北脇保之様

2000年4月28日

静岡県西部地区平和遺族会 会長  
浜松市憲法を守る会 代表委員

印  
印

公開質問書

平素、浜松市政のためにお働き下さり、敬意を表します。

私たちは、昨年8月13日、「財団法人・静霊奉賛会」が、静岡県護国神社の本殿改築・鳥居建立・その他において、中心的役割を果たすなど、特定宗教法人に貢献する特別な関係にあることを、資料（静岡県護国神社史）に基づいて説明した上で、「浜松市」と「静霊奉賛会」の関係を憂慮し、「憲法に基づき、政教分離の原則に立って、浜松市の行政を推進して戴きたい」と要請致しました。

しかし、市長は、「次第に改善してきているので、これまで通りの方針で行く」ことを表明され、私たちの要請を受け入れられませんでした。

しかし、私たち（上記2団体の会員2名他）は、昨年10月22、23日、静岡県護国神社境内に於いて開催された、静霊奉賛会の追悼式と、静岡県護国神社例大祭（慰霊祭）とに列席し、その実状をつぶさに拝見させて戴きました。

そこで明らかにになったことは、静霊奉賛会の追悼式と、特定宗教法人・静岡県護国神社の例大祭とが、同日・同会場（同拝殿前）・同招待者（2日間で遺族約4千人）で、すべてが一連のものとして挙行されたことであり、両者が「特別なゆ着関係にある」と判断するほかありませんでした。

そこで、以上のことを踏まえて、市長に、若干の質問をさせて戴きます。

◆質問①

静霊奉賛会が、特定の宗教法人・静岡県護国神社と特別な関係にあることを、これまでも知っておられましたか、お伺いします。

◆質問②

静霊奉賛会が、特定の一宗教法人・静岡県護国神社と、特別なゆ着関係にある「財団法人」であることが判明しても、今なお「公益法人」だとお考えですか、お伺いします。

◆質問③

静霊奉賛会が、特定の一宗教法人・静岡県護国神社と、特別なゆ着関係にあることが判明しても、尚、同会浜松支部の事務局を、浜松市役所内（地域福祉課）に置き続けるつもりですか、お伺いします。

◆質問④

静霊奉賛会が、特定の一宗教法人・静岡県護国神社と、特別な深い関係に

あ ることが判明しても、尚、本年8月15日に開催予定の、市主催・戦没者追悼平和祈念式典に、同会浜松支部の協賛を受け続けますか、お伺いします。

静岡 県 知 事

静霊奉賛会会長

石川 嘉延様

2000年5月9日

静岡靖国問題連絡協議会

代 表

静岡県西部地区平和遺族会

会 長

浜松市憲法を守る会

代表委員

印 印 印 印 印

公開質問書

平素、県政のためにお働き下さり、敬意を表します。

私たちは、憲法20条と同89条に定められた「信教の自由」と「政教分離」が正しく守られることを願い、日常活動が続けている市民団体です。

この上記団体に属する会員の有志が、昨年10月21～23日に開催された静霊奉賛会・追悼式と、静岡県護国神社・例大祭とに列席し、追悼式と例大祭が一連のものとして挙行されたこと、さらに、知事が、県議会議長と共に、特定の宗教法人・同神社例大祭に参列され、拝殿内に入り、霊前に礼拝し、慰霊の辞を述べ、玉串を奉献するなど、公式参拝以上の宗教上の特別な役割を果たされたことを、拝殿内のアナウンス等によって、見聞させて戴きました。

以上のことを踏まえて、若干の質問をさせて戴きますので、5月末日までにご回答下さるようお願い致します。

#### ◆ 質問一

知事の行為は、信教の自由を定めた憲法20条、具体的には、最高裁判決（愛媛玉串料違憲訴訟：1997年4月）の「地方公共団体が、特定の宗教団体に対し、特別な関わり合いを持つことは、一般の人に対して、県が特定宗教団体を支援しており、それらの宗教団体が、他の宗教団体とは異なる特別なものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものと言わざるを得ない」とする違憲判決に、全面的に反するものと考えますが、お伺いします。

#### ◆ 質問二

なぜ、財団法人・静霊奉賛会の戦没者追悼式が、宗教法人・静岡県護国神社の例大祭（慰霊祭）の同日、同場所（拝殿前）、同招待者（2日間で遺族約4千人）で、一連のものとして挙行されたのですか、その理由をお伺いします。

◆質問目

特定の宗教団体と、特別な関係を持っている静霊奉賛会に、県費を支出（平成11年度144万円）することは、公金支出禁止を定めた憲法89条に抵触します。ので、同奉賛会への支出を中止し、同奉賛会が特定の宗教と関わりなく独自の活動をされるしかないと考えますが、お伺いします。

◆質問ⅱ

① 静霊奉賛会は、静岡県護国神社史によると、同神社本殿建築、鳥居（一、二、東）建立、社務所建築等に際して、その資金集めに中心的役割を果たしたことが明記されており、同奉賛会が、同神社に貢献する特別な関係にあることが明かです。さらに、前記のように、同奉賛会・追悼式と、同神社・例大祭とを一連のものとして行う特別な関係にもあります。

しかるに、このような特定宗教団体とゆ着した同奉賛会に、静岡県が公金を支出（平成10年度760万円、11年度720万円、12年度予算649万円）している。すが、これは憲法20条・89条に照らし、明らかに違反するものと考えられます。すが、お伺いします。

② 同奉賛会・平成11年度の予算書に、秋季慰霊費（追悼式）：2,561,000円と組まれています。本団体有志が列席したのは、この追悼式ですが、僅か12分間の追悼式費用としては余りにも巨額です。この予算の使途明細をお伺いします。

③ 同奉賛会決算書（平成10年度）によると、春季慰霊祭に1,084,604円、秋季慰霊祭には2,567,690円が支出されていますが、その使途明細をお伺いします。

④ 同奉賛会決算書（平成10年度）によると、県支出金の中に、(一)県事業委託金 6,080,000円 (2)県補助金 1,520,000円とありましたが、「県委託事業」とは何か、またその使途明細、更に補助金の使途明細についてもお伺いします。

◆質問ⅲ

平成11年度、財団法人・静霊奉賛会事業計画の「2」に、「慰霊施設の維持管理には、特に留意し」とありますが、その慰霊施設とは何をさすのか、明らかにして下さい。

\*付記

私たちは、かつて、県知事に、<「静岡県」と「静霊奉賛会」の関係>に關して質問をし、それに対して「静岡県護国神社・例大祭に県職員を派遣することを中止する」という回答（1978年2月・山本知事）を頂き、両者の関係に多少の改善がなされたことを知っていますが、改めて質問させていただきます。

<解説>

秋の奉賛会追悼式は、拝殿前で10時30分～10時42分（約12分間）で終了。引き続き直ちに10時45分～12時20分頃まで、護国神社の例大祭へそのまま移行。例大祭は、約1時間20分（こちらが本番）。招待者（遺族）も、全員そのまま一連の慰霊祭へ。拝殿前のアナウンスも同じ。吹奏楽団も同じ。テントも同じ。県知事は、追悼式で挨拶し、例大祭へ公式参加。奉賛会長も、知事も（同一人物）、共に特定宗教法人の宗教活動を支援し、促進のために大きな寄与をしたことは、まぎれもない事実である。

静岡県 知事

静霊奉賛会会長

静岡県援護恩給室室長

石川 嘉延様

大塩 正治様

2000年5月22日

静岡靖国問題連絡協議会

代表 表 中川 弘 印

静岡県西部地区平和遺族会

会長 本村 春海 印

浜松市憲法を守る会

代表委員 溝口 正

小林 眞

井原 素三

先日は、私たちの公開質問書を、知事に代わってお受け下さり、その質問に関して、少しくご協議下さったことに、まずお礼申し上げます。

しかし、私たちは、その協議の中でなされた、驚くべき重大な発言については、このまま放置するわけにはまいりません。

それは、大塩室長らが「昨年10月22日開催の追悼式・例大祭に」知事は、公用車で、公務で参りました。また、私たち職員6～7名も、同じく公用車で、公務で参りました」と発言されたことです。

その発言について、私たちは、「今、こんな風におっしゃいましたね」と、重ねて確認させて戴きました。

しかるに、私たちの公開質問書の、第1の質問こそ、「知事が、上のようなことなど、なさらなかったでしょうね」ということに他なりません。  
前述の大塩室長の発言を踏まえて、明確にご回答下さるようお願い致します。

また、上記発言の故に、追加の質問をさせて戴きます。先回のに加えて、5月末までにご回答下さい。

◆質問

職員の参加（派遣）については、少し形は違いますが、「誤解を与えないように、例大祭には、県職員の派遣を中止する（1978年）」との、当時の知事の回答があったにもかかわらず、いつのまにか反故になっていることを、前述の通り、自ら話されました。

なぜ、回答を無視して、参加（派遣）されたのか、お答え下さい。

#### 憲法施行五三周年記念日に！

◆ 日本国憲法も、今日で、施行五三年です。

◆ 私たちの憲法は、前文に、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と明記してあり、

① 国民主権

② 基本的人権

③ 平和主義

の三本柱を据えた、世界に誇る「平和憲法」そのものです。

◆ しかし、現在の日本の状況は、この憲法の目的を推進しているでしょうか？  
・ 残念ながら、そうではありません。どころか、衆参両院に「憲法調査会」が設置され、憲法が論議されつつあります。

・ 勿論、憲法論議は必要でしょう。けれども、今回の「憲法調査会」の設置の経緯を冷静に見ると、現憲法の理解をより深め、国民の権利・自由・平等を確保し、国際平和に貢献する道を探るといような前向きな論議ではなく、ある流れの「改正のむくろみ」：特に第九条」が最初にあって、それらを隠して進められているとしか思えないのです。

◆ その根拠は、昨年、自公の勢力が強行に押進した次のことにあります。

① 国民主権を奪う「日の丸・君が代（国旗・国歌）法案」

② 基本的人権を奪う「通信傍受（盗聴）法案」

③ 平和憲法への挑戦である「新・ガイドライン（戦争協力）法案」

◆ 冒頭の三本柱と比べて下さい！

残念ながら、三つともその柱が崩されてしまい、その総決算として、憲法を改正しようとしていると、言わざるを得ないのです。

◆ こんなことを、許してもよいのでしょうか！

◆ 憲法記念日の今日、憲法の原点に立って「平和憲法」を掲げ直すうではありませんか！

「二〇〇〇年五月三日（水）：第五三回・憲法記念日」

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一十五

## 「新靖国神社法案」反対署名の理由

## ① 靖国神社の始まりは？

- ・ 明治維新に貢献した官軍の戦死者を祀る「東京招魂社」を建立(1862・M2年)
  - ・ これを明治天皇が別格官弊社「靖国神社」と改名(1872・M12年)
  - ・ 多くの菊の紋章で飾られ、大祭日の変更などは、天皇の許可が必要という
- 「天皇の神社」となっていた。
- ・ 以後、日清・日露・太平洋戦争などの戦死者が続々と合祀された(神として祀られた)が、空襲や、原爆などの一般の犠牲者は、祀られない。

## ② 靖国神社の果たした役割は？

- ・ 国民を戦争に動員するとき、死後の栄誉(英霊)神として祀る)を約束して送り出した↓戦意高揚を計った!
- ・ 従って、靖国神社は、陸海軍省の管轄下に置かれ、国費(税金)で運営され、宮司達は、公務員。
- ・ 遺族の不満や悲しみを昇華させるために、戦死者の慰霊祭を、靖国神社大祭日に合わせ、天皇を招いて大々的にセレモニーを行うが、遺族の中から「人殺し」「我が子を返せ」という悲痛な叫びがあがったこともあった。

## ③ 「国家神道」とは？

- ・ 日本国家と神社神道(伊勢神宮、靖国神社、その他の神社)とを結びつけ、全日本人の拝むべき対象として強制したため「国家神道」と呼ばれる。
- これによって、国民は、心の自由を始め、思想や信教の自由を奪われ、反対する者は弾圧され、獄死する者も多くあった。

## ④ 日本国憲法では、「国家神道」や「靖国神社」は、どうなったか？

- ・ 日本国憲法に基づく「宗教法人法」によって、神社神道は、国家から完全に分離され、靖国神社も、どこにでもある神社・寺院・教会などと全く同じの一宗教法人(団体)となった。

## ⑤ これまでの保守政権がしてきたことは？

- ・ 保守政権は、自衛隊増強と同時に、「靖国神社国営化法案」を提出し、更に、「靖国神社公式参拝」が出来るような法案を考えてはきたが、いずれも憲法違反が明確なため、当然、実現していない。

## ⑥ なぜ今、「新靖国神社法案」を準備するのか？

- ・ 米軍への戦争協力が、「周辺事態法」として成立し、これが発動されると、戦争で死ぬ自衛隊員が出てきます。このために、「新靖国神社法案」が考え出されてきたのです。
- ・ もし、徴兵制でも実施されたなら、この問題は、若いあなた自身の問題となるでしょうし、子や孫の問題ともなるでしょう。
- ・ その悲劇(戦死)を阻止するために、今回の署名が必要なのです。

★歴史の教訓に学びつつ、  
い！

ぜひ署名にご協力下さ

「新靖国神社法案」反対署名の理由！

◆靖国神社とは？

靖国神社とは、明治維新に貢献した官軍の戦死者をまつる「東京招魂社」として建立されましたが、後に、明治天皇が「靖国神社」と改名し、「天皇の神社」へと移行されました。

と共に、戦前の日本国家は、国家と神社神道（伊勢神宮など）とを結びつけ、個人の信教の自由を奪い、全日本人の拝むべきものとして、神社参拝を強制しつつ、国家の統制を計り、その中心に「靖国神社」を据えたのです。

さらに、国民を戦争に動員するとき、死後の荣誉（英霊＝神としてまつる）を約束して送り出したことによって、この靖国神社は、「戦意高揚」を計ることも、特別な貢献を致しました。

そのことから、日清・日露・太平洋戦争などの戦死者が、神としてまつられています。空襲や、原爆などの一般の犠牲者は、まつられておらず、それ故に、靖国神社は、「戦争の為の神社」「戦争賛美の神社」とも言われているのです。

しかし、現在の憲法の施行によって、国家と宗教が完全に分離され、靖国神社も、国から切り離され、他の宗教団体と同じ、一つの宗教団体になったのです。

けれども、昨年、米軍への戦争協力が、「周辺事態法」として成立し、これが発動されると、戦争が始まり、戦死する自衛隊員が出てくる可能性があります。その時の受け皿とし、さらに、国のために喜んで死ぬ軍人が現れることを願い、靖国神社を、改めて「特別な神社」と扱うために、「新靖国神社法案」が考え出されてきたのです。

今後もし、徴兵制でも実施されたなら、この問題は、若いあなた自身の問題となるでしょうし、子や孫の問題ともなるでしょう。

その悲劇（戦死）を阻止するため、また、個人の信教の自由を守るためにも、今回の署名が必要なのです。

★歴史の教訓に学びつつ、  
い！

ぜひ署名にご協力下さ

（易しい・改訂版）

西遠地域連帯する労働組合会議各位

2000年5月17日発

浜松市憲法を守る会

代表委員

溝口 正

小林 眞

井原 素三

400回記念平和行進へのご支援のお願い

吹く風も夏めいてまいりましたが、西遠地域連帯する労働組合会議に結集される皆様におかれましては、お仕事に、また労働組合運動にと、益々ご健勝にてお働きのこととご推察申し上げます。

さて私ども「浜松市憲法を守る会」は、1967年「建国記念の日」という装いの下に、明治・大正・昭和と天皇人格化の基礎となってきた紀元節（2月11日）が復活してきたことに反対して、国民主権の憲法を守り、人権・平和を確立するため、毎月1回・第2日曜午後の小さな平和行進を始め、来る6月11日（日）で、満400回（33年4ヶ月）を迎えることとなります。

しかし、私たちの願いに反して、国会では、「憲法調査会」が設置され、平和憲法が改悪されそうな危機的状况にあります。

つきましては、来る6月11日（日）の、第400回平和行進を記念し、意義あらしめるために、貴連帯する会議、皆さんのご支援と激励を戴きたく、ここにご案内と、お願いを申し上げます。

＜記＞

1。日時 2000年6月11日（日）午後1時～2時半（予定）

2。場所 浜松市役所玄関前

3。内容 集会（メーキングと、意見交換）の後、新川公園まで平和行進

（問い合わせ 浜松市紺屋町301～15 TEL453～4590 小林 眞）

市役所 記者クラブ御中

2000年5月26日

浜松市憲法を守る会

代

表委員

溝口 正

小林 眞

井原 素三

400回記念平和行進へのご支援のお願い

吹く風も夏を思わせるような気配の中、各社におかれましては、益々ご健勝にてお働きのこととご推察申し上げます。

さて私も「浜松市憲法を守る会」は、1967年、「建国記念の日」という装いの下に、明治・大正・昭和と天皇人格化の基礎となってきた紀元節（2月11日）が復活してきたことに反対して、国民主権の憲法を守り、人権・平和を確立するために、毎月1回・第2日曜午後の小さな平和行進を始め、来る6月11日（日）で、満400回（33年4ヶ月）を迎えることとなりました。

しかし、私たちの願いに反して、国会では、衆参両院に「憲法調査会」が設置され、まさに平和憲法が改悪されそうな状況です。それに加え、森首相が国民主権とは全く反対の、「神の国発言」をなし、それを撤回しようとも致しませんでした。

このような中であるからこそ、来る第400回平和行進を記念し、より意義あらしめるために、皆さまのご支援と激励を戴きたく、ここにご案内申し上げます。

< 記 >

- 1。日時 2000年6月11日（日）午後1時～2時半（予定）
- 2。場所 浜松市役所玄関前
- 3。内容 集会（メッセージと、意見交換）の後、新川公園まで平和行進

（問い合わせ 浜松市紺屋町301～15 TEL 453～4590 小林 眞）